

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 42 号

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例（昭和 39 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「394 人」を「399 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。